

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」とする。）を実施する。

令和元年 7 月 26 日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

ビジネス・観光利用拡大フリーペーパー等作成事業委託業務

(2) 業務の目的

市町村や関係団体等からのヒアリングをもとに、北海道内全路線の観光情報等を網羅したフリーペーパーを多言語で作成し配布することで、各線区の魅力を国内や海外に向けて発信するとともに、ビジネスでの出張等での鉄道利用を促す広報物を別途作成することで、観光・ビジネスの両面から鉄道の利用を促進する。

(3) 業務の内容

ア 観光情報等掲載フリーペーパーの作成・配布

(ア) 対象線区

北海道内全路線

(イ) 対応言語

日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）

(ウ) 掲載内容

① 地域の観光情報

(i) 掲載内容

- ・ 自然、文化、食などの観光情報
※駅から徒歩圏内（概ね 2 km 以内）。ただし二次交通機関が整備されている場合は除く。
- ・ 観光列車や車窓からの景色、そのほか沿線の魅力等
- ・ 施設毎のアクセス情報（主要都市や空港からのアクセス、所要時間、料金、駅からのアクセスマップ等）、利用料金、営業時間、公式HP など

(ii) 掲載内容について留意事項

- ・ 掲載内容は下記（3）のとおり事前に市町村等からヒアリングを行ったうえで決定すること。また、道内全路線を万遍なく網羅し、線区や駅などにより極端に情報が偏ることがないこと。
- ・ 外国人観光客（特に中国・台湾・アジア圏）をターゲットとし、下記（3）の調査を実施のうえ、動向やニーズ等を十分踏まえた内容とすること。
- ・ 特定の季節に偏ることなく、四季を通じた魅力を掲載すること。
- ・ 単なる沿線の観光情報ではなく、鉄道旅ならではの魅力が伝わる構成・内容とすること。
- ・ 通年を通じて配布・公開するため、期間限定の情報は掲載しない。

② お得な切符情報

JRのフリー切符等、周遊に便利な企画切符などを紹介する。

③ 列車利用方法等（日本語版は除く）

券売機の使い方や列車の種類（特急・普通列車の違い）など、外国人が実際に鉄道を使う上で、困った事例や周知が必要な事柄を把握のうえ、記事を掲載する。

(エ) 印刷製本・配布期間等

① 仕様

A 4 サイズを基本に20～30ページ程度、両面印刷、オールカラーとすること。

② 作成部数等

40,000部（10,000部×4言語）以上

作成部数及び配布方法、配置場所については、より多くの海外観光客に効率的に配布できるよう設定し示すこと。

また、作成部数の一部は協議会が指定した団体（道内市町村や協議会会員団体等）に送付すること。

③ 配布期間

令和元年12月～令和2年3月までを基本とし、効果的に配布できる期間を設定し示すこと。

(オ) 電子版の作成

協議会や関係団体等がHP等で公開するため、フリーペーパーの内容を掲載したPDFのデータを作成し納品する。データは線区毎に分割可能であること。

(カ) その他

- ・紙面に広告等を掲載し、料金収入を発行費に充てることは可能。
- ・校正は原則3回とし、協議会が校了と判断するまで行うこと。

イ 出張利用促進広報物の作成・配布、出張利用に資する効果的な周知・提案

(ア) 対象線区

主にビジネスでの利用が多い（又は利用する可能性がある）線区とする。

(イ) 対応言語

日本語

(ウ) 広報媒体・掲載内容

- ・広報媒体はフリーペーパー、チラシなど自由に提案可能。より多くのビジネスでの鉄道利用客が気軽に手に取れる媒体とすること。掲載内容は鉄道をはじめ公共交通の利用促進に係る啓発を中心とした内容とする。
- ・上記に加え、出張利用を促進するプロモーションを実施すること。実施に当たっては、ビジネス利用客が興味・関心を持つ内容とし、効果的で訴求力の高い媒体や手法を選定すること。

(オ) 配布期間

令和元年12月～令和2年3月までを基本とし、効果的に配布できる期間を設定し示すこと。

(カ) 作成部数・配布期間等

10,000部以上

作成部数及び配布方法、配置場所については、より多くのビジネス利用客に効率的・効果的に配布できるよう設定するとともに、出張利用を更に促進する取組を別途提案すること。

また、作成部数の一部は協議会が指定した団体（道内市町村や協議会会員団体等）に送付すること。

(キ) その他

- ・紙面に広告等を掲載し、料金収入を発行費に充てることは可能。
- ・施設や店舗で利用可能な割引券・クーポンなどを付けることは可能。

ウ 作成にあたっての事前調査

上記アの作成にあたって、下記の調査等を実施すること。

(ア) 市町村や関係団体等へのヒアリング

沿線の観光情報の掲載にあたっては、関係地域等からヒアリングを適宜実施のうえ記事を作成すること。

(イ) ターゲット層の動向やニーズの調査

ターゲット（海外旅行客。特に中国・台湾・アジア圏）の海外旅行における動向やニーズ、好みなどを調査し把握したうえで、記事の選定や紙面のデザイン等を行うこと。

(ウ) 外国旅行者の事例等の調査

外国人旅行者から質問や問い合わせが多い事例などをJR北海道から聞き取り、紙面の案内で解決できることを検討、反映すること。

エ 報告書の作成

上記ア～ウについて実施結果をとりまとめた報告書を作成する。作成にあたっては、海外旅行客向け広報物を作成する際の留意点や、海外旅行客・道内ビジネスへの効果的な配布手法などについてまとめる。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）30部及び電子媒体一式とする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和2（2019年）年3月31日

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）

を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-815）

011-204-5333（ダイヤルイン）

FAX 011-232-4643

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和元年8月5日（月）17：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和元年8月19日(月) 17:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

3に同じ

6 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 予算上限額

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。